

令和元年台風15号等 への対応に関する検証 (関連資料2)

目 次

1	千葉県災害復旧・復興に関する指針	1
2	支援対策等※	
(1)	令和元年度9月補正予算案（追加提案分）について（抜粋）	26
(2)	令和元年台風15号被害への支援対策について	29
(3)	令和元年度12月補正予算案について（抜粋）	32
	※1 (1)、(3)の予算案は原案どおり可決・成立いたしました	
(4)	10月17日に公表した支援対策から追加・修正した主な事業	50
(5)	令和元年度2月補正予算案について（抜粋）	51
(6)	令和2年度当初予算案について（抜粋）	62
(7)	令和2年度組織及び定数の見直しについて	95
3	令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨による災害からの 復旧・復興に関する要望	99

※2 予算関係の資料は、既に公表済みのものから、復旧・復興に関連するページを抜粋したものです。

全文をご覧いただく場合は、千葉県ホームページから、

ホーム ＞ 県政情報・統計 ＞ 組織・行財政 ＞ 行財政改革
＞ 財政・県債・IR情報 ＞ 当初予算・補正予算の概要
をご確認ください。

千葉県災害復旧・復興に関する指針 (令和元年台風15号・19号及び10月25日の大雨)

概要版

基本方針

記録的な暴風雨となった台風15号・19号及び10月25日の大雨が短期間のうちに連続して発生し、千葉県では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊や浸水被害が数多く発生し、被災した住民の方は、大きな不安を抱えながら生活しています。

また、農林水産業の被害額では、台風災害としては過去最大級となっており、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、本県では、住民の方の不安を一刻も早く払しょくするため、復旧・復興に向けた取組を実施しているところですが、引き続き、被災した住民の方の生活再建や産業の再生など、本格的な復旧・復興の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村による取組を、人的、財政的などあらゆる面で支援していく必要があります。

そこで、「被災者の一日も早い生活と暮らしの再建」「農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活」「オール千葉で災害に強い千葉県づくり」という3つの「基本的考え方」を掲げた指針を策定し、この「基本的考え方」に沿って復旧・復興に取り組んでいくこととしました。被災した住民の方が少しでも早く元の生活に戻り、安心して暮らしていただけるよう、地域に寄り添いながら、国や関係機関と連携し、オール千葉で取り組んでまいります。

基本的な考え方・主な取組

1 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建を目指す。

○被災した住民の方が、一日も早く普段の生活を取り戻すことができるよう、住宅の応急修理や修繕による再建支援や応急仮設住宅の提供等により、住まいの確保に取り組めます。また、各種支援金の支給や県税の減免などにより、被災した住民の方の生活再建を支援します。
○大量に発生した災害廃棄物を、円滑かつ迅速に処理するために、千葉県災害廃棄物処理実行計画に基づき被災市町村の支援に取り組めます。
○被災した住民の方に対し生活再建に向けたきめ細かなサポートを行うとともに、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるよう、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。

千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」



(1) 生活の支援

①住宅被害に係る支援

災害救助法（応急修理）の適用に加え、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の活用等により、被災した住宅の再建に向けて支援を行います。また、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方に対し、応急仮設住宅や公営住宅の提供等を行います。

②被災した住民の方の負担軽減

被災者生活再建支援制度の適用や県税の減免等を行うなど、被災した住民の方の負担軽減を図ります。

③被災した社会福祉施設等の復旧支援

保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や、私立学校の災害復旧を支援します。



(2) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援

①災害廃棄物処理の市町村支援

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、市町村に対し、処理実行計画の策定や国の補助金活用に係る助言・協力、必要に応じた広域的調整などの支援を行います。

(3) 相談体制の構築や被災児童生徒への支援

①生活再建に向けたきめ細かなサポート

全ての被災者が支援制度につながるよう、併走型又はアウトリーチ型の相談支援を行うとともに、被災による心身の変調（生活再建の過程で生じる二次的ストレスに起因するものを含む）に対して、保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による支援を行います。

②被災児童生徒への支援

休校を余儀なくされた学校において補習授業の準備などのために必要となるスクール・サポート・スタッフや、子どもたちの心のケアを行うスクールカウンセラーを追加して配置します。

2 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活を目指す。

○被災した農林漁業者の一日でも早い経営再開が可能となるよう、農業機械やハウス等の復旧に対する支援や、経営・技術指導、制度融資等による金融支援などを行います。
○被災した中小企業の事業再建に向け、各種経営相談や専門家派遣、セーフティネット資金（制度融資）、補助金等による支援を行います。
○各地域の復興に向けた機運を醸成し、復興する千葉の姿を県内外に積極的に発信していきます。

(1) 被災農林水産業者への支援

①被災農林水産業施設等の復旧への支援

被災農林水産業施設等の復旧を図るため、被災した農業用ハウス等の撤去、復旧、強化及び補強に要する経費に対し、国の補助に従来よりも県の補助を上乗せするなど、支援を行います。また、果樹園、用水路等の復旧、特用林産物の生産資材導入や漁船の復旧についても助成します。

②被災農林水産業共同利用施設等の復旧への支援

被災農林水産業共同利用施設等の復旧を図るため、農協や漁協等に対し、被災した共同利用施設等の復旧費用について、国の補助に県の補助を上乗せして支援を行います。また、水産業については、国の補助対象とならない漁協施設、漁具、種苗等について助成します。

③被災畜産農家への支援

被災畜産農家への支援を図るため、長期の停電・断水等により家畜が死亡するなどの被害を受けた畜産農家が、畜産物を生み出す家畜（搾乳牛、繁殖豚、採卵鶏）を新たに導入する経費に対し支援を行います。



(2) 被災した中小企業等への支援

①相談窓口の設置等

被災した中小企業を支援するため、相談窓口の設置や、各事業者の課題に対応した専門家の派遣を行います。

②被災中小企業の事業再建に必要な経費に対する支援

工場や店舗、観光施設などの建物や機械設備等に被害を受けた中小企業に対し、事業再建に必要な経費に対する支援を行います。

③被災商店街の施設・設備の復旧に対する支援

風水害により直接被害を受けた商店街の施設・設備の復旧に必要な経費に対する支援を行います。

(3) 復興機運の醸成

①復興する千葉の姿の発信

全県的な復興機運の醸成に向けたキャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体を活用して復興する千葉の姿を発信していきます。

②県産農林水産物需要の喚起

県産農林水産物の需要喚起を図るため、フェアや各種広報媒体を活用した情報発信を行います。

③観光需要の喚起

観光需要の喚起を図るため、適切な情報発信やイベントなどの観光プロモーションを実施します。

④文化財の保護

県民の貴重な財産である文化財の価値を保つため、復旧を進めていきます。



3 オール千葉で災害に強い千葉県づくりを目指す。

○広範囲で長期にわたる停電や通信遮断、断水を発生させた台風被害の特殊性を踏まえ、上下水道・工業用水道施設、医療機関、社会福祉施設の停電対策等を進めるとともに、電線類に係る倒木処理の手続き等を迅速に進めるため、関係機関（電力・通信事業者、道路管理者等）との連携を強化します。
○県民の生命・財産を守るため、河川の整備等を推進します。
○大雨や暴風による道路路面の崩落や倒木等が生じ、多くの道路で通行止めが生じたことから、災害に強い道路ネットワークの整備を推進します。
○土砂災害や浸水からの迅速な避難に向けた取組を推進するとともに、自助・共助・公助の取組を進めることにより、地域防災力を強化します。



(1) 停電・断水対策等の充実

①各施設における停電・断水対策等の促進

停電や浸水による影響が大きいライフライン関係施設（上下水道・工業用水道施設）や河川管理施設、病院・診療所、社会福祉施設等における停電対策を進めます。

②電力事業者等と連携した倒木処理の迅速化

非常災害時における電力・通信機能を早期復旧する際の妨げとなる倒木等の障害物撤去を迅速に行うため、電力・通信事業者と道路管理者等との連携強化を進めます。



(3) 道路ネットワークの整備

①災害に強い道路ネットワークの整備

災害時における道路の通行を確保し、応急対策活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備、道路法面对策を推進します。また、電柱倒壊などによる交通障害の防止のために、無電柱化を進めます。

(4) 防災力の向上に向けた取組の推進

①洪水からの迅速な避難

市町村に浸水想定区域図を早期に公表し、タイムラインの作成を支援することで、確実な避難体制の構築を図るとともに、市町村が取り込む防災重点ため池の浸水想定区域図の策定を支援します。また、市町村の的確な避難情報発令に向け、水位計等の整備を進めます。

②土砂災害からの迅速な避難

基礎調査結果を早期に公開することにより住民の方に危険箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域の指定を早期に行い、市町村による確実な住民避難体制の構築を進めます。

③自助・共助の取組推進

県民自らが備蓄等の防災対策を進めることができるよう、防災意識の醸成を図るとともに、災害と自然環境や社会環境との関わりを視点を据えた防災教育を推進します。また、社会福祉施設等における自助・共助の取組を進めます。

④行政における防災対応力の向上

検証等を踏まえ、各種計画やマニュアル等を見直し、防災対策の強化を図ります。また、発災時に応急対策を円滑に実施するため、職員の防災対応力を向上させていきます。

※本指針は、現時点で事業化された復旧・復興の取組を取りまとめたものです。今後、新しく事業化された取組の追加などを行い、内容の充実を図っていきます。

千葉県災害復旧・復興に関する指針

(令和元年台風１５号・１９号及び１０月２５日の大雨)

千 葉 県

(令和元年１１月)

基本方針

記録的な暴風雨となった台風15号・19号及び10月25日の大雨が短期間のうちに連続して発生し、千葉県では、膨大な数の住宅損壊や、広範囲で長期にわたる停電と通信遮断や断水、更には河川の越水により生じた浸水、土砂災害など、これまでにない被害が発生しました。

特に、住宅被害では、屋根などの一部損壊や浸水被害が数多く発生し、被災した住民の方は、大きな不安を抱えながら生活しています。

また、農林水産業の被害額では、台風災害としては過去最大級となっており、本県経済の成長を支える中小企業においても大きな被害が発生するなど、産業活動にも極めて深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、本県では、住民の方の不安を一刻も早く払しょくするため、復旧・復興に向けた取組を実施しているところですが、引き続き、被災した住民の方の生活再建や産業の再生など、本格的な復旧・復興の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、市町村による取組を、人的、財政的などあらゆる面で支援していく必要があります。

そこで、「被災者の一日も早い生活と暮らしの再建」「農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活」「オール千葉で災害に強い千葉県づくり」という3つの「基本的考え方」を掲げた指針を策定し、この「基本的考え方」に沿って復旧・復興に取り組んでいくこととしました。被災した住民の方が少しでも早く元の生活に戻り、安心して暮らしていただけるよう、地域に寄り添いながら、国や関係機関と連携し、オール千葉で取り組んでまいります。

— 目 次 —

1 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

- (1) 生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援・・・・・・・・・・ 5
- (3) 相談体制の構築や被災児童生徒への支援・・・・・・・・ 5

2 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

- (1) 被災農林水産業者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 被災した中小企業等への支援・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 復興機運の醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3 オール千葉で災害に強い千葉県づくり

- (1) 停電・断水対策等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 治水対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (3) 道路ネットワークの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 防災力の向上に向けた取組の推進・・・・・・・・・・ 18

※本指針は、現時点で事業化された復旧・復興の取組を取りまとめたものです。
今後、新しく事業化された取組の追加などを行い、内容の充実を図っていきます。

1 被災者の一日も早い生活と暮らしの再建

- 被災した住民の方が、一日も早く普段の生活を取り戻すことができるよう、住宅の応急修理や修繕による再建支援や応急仮設住宅の提供等により、住まいの確保に取り組めます。また、各種支援金の支給や県税の減免などにより、被災した住民の方の生活再建を支援します。
- 大量に発生した災害廃棄物を、円滑かつ迅速に処理するために、千葉県災害廃棄物処理実行計画に基づき被災市町村の支援に取り組めます。
- 被災した住民の方に対し生活再建に向けたきめ細やかなサポートを行うとともに、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるよう、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。

(1) 生活の支援

①住宅被害に係る支援

災害救助法（応急修理）の適用に加え、被災住宅修繕緊急支援事業補助金の活用等により、被災した住宅の再建に向けて支援を行います。

また、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方に対し、応急仮設住宅や公営住宅の提供等を行います。

ア 被災した住宅の再建に向けた支援

- ・ 災害救助法（応急修理）
- ・ 被災住宅修繕緊急支援事業補助金
- ・ 相談窓口の設置や支援制度の周知
- ・ 災害復興住宅資金利子補給事業補助金

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
災害救助法（応急修理） ※応急修理については市町村で対応	応急修理の実施 ・ 応援職員の派遣	応急修理の実施 （内閣府との協議により期間を延長） ※災害救助法では住宅の応急修理は災害発生の日から1か月以内に完了することとされているが、今後、被災件数や申込状況等を考慮して内閣府と協議を行い、期間を延長していく。					県土整備部 住宅課

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災住宅修繕緊急支援事業補助金 ※市町村補助金に対して助成	市町村補助金 被災住宅修繕緊急支援事業補助金 ※必要に応じて延長						県土整備部 建築指導課
相談窓口の設置や支援制度の周知	住宅被害相談窓口の設置 被災住宅工事相談窓口の設置 住宅リフォーム相談会の開催 被災者支援に係る情報提供 (補助制度等の広報の実施、問い合わせに随時対応) 市町村支援（説明会の開催、継続的に相談支援等を実施） ※必要に応じて延長						県土整備部 住宅課 建築指導課
災害復興住宅資金利子補給事業補助金	利子補給（借入金に係る利子の支払い開始日から5年間） ※令和2年3月31日までに借入契約が締結されたものが対象 ※必要に応じて延長						県土整備部 住宅課

イ 被災者生活再建支援制度

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援金の支給（申請書類の確認、問い合わせの対応など）						防災危機管理部 防災政策課
	(基礎支援金の申請期間：令和元年9月9日～令和2年10月8日) (加算支援金の申請期間：令和元年9月9日～令和4年10月11日)						

ウ 応急仮設住宅の提供

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
応急仮設住宅の提供 ※応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業	応急仮設住宅の提供（最長2年間）						県土整備部 住宅課

エ 公営住宅等の提供

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
公営住宅等の提供	公営住宅等の提供 (原則6ヶ月・最長1年まで更新可)						総務部総務ワーク ステーション 県土整備部住宅課 教育庁福利課
	市町村公営住宅の情報提供 (県ホームページ等により情報提供)						

②被災した住民の方の負担軽減

被災者生活再建支援制度の適用や県税の減免等を行うなど、被災した住民の方の負担軽減を図ります。

ア 災害弔慰金・災害見舞金等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
災害弔慰金 災害障害見舞金 （国制度）							防災危機管理部 防災政策課
	災害弔慰金・災害障害見舞金（国制度）の支給						
千葉県災害弔慰金 千葉県災害見舞金							
	千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金の支給						

イ 被災者生活再建支援制度 (再掲)

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援金の支給（申請書類の確認、問い合わせの対応など）						防災危機管理部 防災政策課
	(基礎支援金の申請期間：令和元年9月9日～令和2年10月8日) (加算支援金の申請期間：令和元年9月9日～令和4年10月11日)						

ウ 義援金の配分

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
義援金の配分	義援金の配分						防災危機管理部 防災政策課

エ 災害援護資金貸付金

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
災害援護資金貸付金	申込期間 ※ 災害発生の翌月1日から3か月 災害援護資金の貸付 据置期間（3年間）／償還期間（10年以内／据置期間を含む）						防災危機管理部 防災政策課

オ 使用料・手数料の減免

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
使用料・手数料の減免	使用料・手数料の減免 （運転免許証再交付手数料 他）						各部局

カ 県税の減免等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県税の減免等 （個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税）	相談・申請受付						総務部 税務課

③被災した社会福祉施設等の復旧支援

保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や、私立学校の災害復旧を支援します。

ア 社会福祉施設等の災害復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
社会福祉施設等の災害復旧	事業準備	復旧費用の助成					健康福祉部 児童家庭課 子育て支援課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課
私立学校施設の災害復旧	事業準備	復旧費用の助成					総務部 学事課

(2) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援

①災害廃棄物処理の市町村支援

災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、市町村に対し、処理実行計画の策定や国の補助金活用に係る助言・協力、必要に応じた広域的調整などの支援を行います。

ア 災害廃棄物の計画的な処理に向けた技術的支援等

主な事業	令和元年度		令和2年度					担当課	
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月		
災害廃棄物の計画的な処理のための技術的支援等	県計画策定 関係機関等との協力・支援の調整、県全体の災害廃棄物処理の進捗管理等							災害廃棄物処理完了	環境生活部 循環型社会推進課
<参考> 処理スケジュール ・災害廃棄物の撤去 ・家屋撤去 ・一次仮置場	市町村の処理実行計画の策定支援								
	市町村への国補助金活用の助言（災害等廃棄物処理事業費補助金等）								
	片付けごみ撤去								
	全壊家屋撤去								
	既存の処理施設へ搬出					原形復旧			

※進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直します。

(3) 相談体制の構築や被災児童生徒への支援

①生活再建に向けたきめ細かなサポート

全ての被災者が支援制度につながるよう、伴走型（※1）又はアウトリーチ型（※2）の相談支援を行うとともに、被災による心身の変調（生活再建の過程で生じる二次的ストレスに起因するものを含む）に対して、保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による支援を行います。

※1 相談者の抱える課題の解決に向けて相談支援機関が継続して相談に応じる支援
 ※2 相談に当たって、相談支援機関自らが相談者のもとへ赴く支援

ア 被災者の生活再建に向けた相談支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災者の生活再建に向けた相談支援	中核地域生活支援センターによる被災者の生活再建に向けた相談支援の実施						健康福祉部 健康福祉指導課

イ 保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による精神保健相談等の支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
保健師・精神保健福祉士・公認心理師等による精神保健相談等の支援	保健師、精神保健福祉士、公認心理師等専門家による相談支援						健康福祉部 障害者福祉推進課
		支援者支援のための講演会開催		支援者支援のための講演会開催		支援者支援のための講演会開催	

②被災児童生徒への支援

休校を余儀なくされた学校において補習授業の準備などのために必要となるスクール・サポート・スタッフや、子どもたちの心のケアを行うスクールカウンセラーを追加して配置します。

ア スクール・サポート・スタッフの配置

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
スクール・サポート・スタッフの配置	スクール・サポート・スタッフの配置						教育庁 教職員課

イ スクールカウンセラーの配置

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
スクールカウンセラーの配置	派遣要請があった地域などにスクールカウンセラーを配置						教育庁 児童生徒課

2 農林水産業や商工業など地場産業の力強い復活

- 被災した農林漁業者の一日でも早い経営再開が可能となるよう、農業機械やハウス等の復旧に対する支援や、経営・技術指導、制度融資等による金融支援などを行います。
- 被災した中小企業の事業再建に向け、各種経営相談や専門家派遣、セーフティネット資金（制度融資）、補助金等による支援を行います。
- 各地域の復興に向けた機運を醸成し、復興する千葉の姿を県内外に積極的に発信していきます。

（１）被災農林水産業者への支援

①被災農林水産業施設等の復旧への支援

被災農林業施設等の復旧を図るため、被災した農業用ハウス等の撤去、復旧、強化及び補強に要する経費に対し、国の補助に従来よりも県の補助を上乗せして、支援を行います。また、果樹園、用水路等の復旧、特用林産物の生産資材導入や漁船の復旧についても助成します。

ア 農業用ハウス等の農林水産業施設等の復旧

主な事業	令和元年度		令和２年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災農業施設等復旧支援事業・① 被災産地施設支援事業・・・② 果樹栽培地再生事業・・・③ 被災特用林産物復旧事業・・・④ 被災漁船復旧事業・・・⑤	農業者・市町村説明会、 要望調査	相談窓口等 計画協議・承認	事業実施				農林水産部 担い手支援課(①) 生産振興課・ 流通販売課(②) 生産振興課(③) 森林課(④) 水産課(⑤)
農地・農業用施設等災害復旧事業	現地調査・ 査定設計書作成 災害査定	事業実施					農林水産部 耕地課

イ 災害対策資金による支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県単農業・漁業災害対策資金 ※利子補給、保証料補助あり	融資希望調査						農林水産部 団体指導課
	融資実行						
	融資残高に対し、利子補給・保証料補助を実施（～R10まで）						

②被災農林水産業共同利用施設等の復旧への支援

被災農林水産業共同利用施設等の復旧を図るため、農協や漁協等に対し、被災した共同利用施設等の復旧費用について、国の補助に県の補助を上乗せして支援を行います。

また、水産業については、国の補助対象とならない漁協施設、漁具、種苗等について助成します。

ア 加工施設、荷捌き施設、共同作業場等の復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
農林業共同利用施設災害復旧事業補助金 水産業共同利用施設災害復旧事業	共同利用施設の復旧						農林水産部 団体指導課 水産課

イ 漁協施設、漁具、種苗等の復旧

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
水産関連施設等復旧緊急対策事業	事業準備	事業実施					農林水産部 水産課 漁業資源課

③被災畜産農家への支援

被災畜産農家への支援を図るため、長期の停電・断水等により家畜が死亡するなどの被害を受けた畜産農家が、畜産物を生み出す家畜（搾乳牛、繁殖豚、採卵鶏）を新たに導入する経費に対し支援を行います。

ア 搾乳牛、繁殖豚、採卵鶏の導入

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災畜産業緊急支援対策事業	事業準備	事業実施					農林水産部 畜産課

(2) 被災した中小企業等への支援

①相談窓口の設置等

被災した中小企業を支援するため、相談窓口の設置や、各事業者の課題に対応した専門家の派遣を行います。

ア 被災事業者からの相談対応・専門家派遣

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
被災事業者からの相談対応・専門家派遣	チャレンジ企業支援センター ・相談対応、専門家派遣【随時】						商工労働部 経営支援課

②被災中小企業の事業再建に必要な経費に対する支援

工場や店舗、観光施設などの建物や機械設備等に被害を受けた中小企業に対し、事業再建に必要な経費に対する支援を行います。

ア 中小企業復旧支援事業

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
中小企業復旧支援事業	事業準備(募集)	事業実施 (交付決定・実績報告・額の確定・補助金交付)					商工労働部 経済政策課

イ 制度融資による支援（セーフティネット資金）

主な事業	令和元年度		令和２年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
制度融資による支援 （セーフティネット資金） ※利子補給あり	セーフティネット資金						商工労働部 経営支援課
	セーフティネット資金に係る利子補給						

セーフティネット資金

※令和元年台風15号

- ・一般枠：申込期間 令和元年9月17日～令和2年3月31日
- ・市町村認定枠：申込期間 令和元年9月20日～12月29日
- ・激甚災害枠：申込期間 令和元年10月17日～令和2年4月16日※鉾南町のみ

※令和元年台風19号

- ・一般枠：申込期間 令和元年10月25日～令和2年3月31日
- ・市町村認定枠：申込期間 令和元年10月25日～令和2年1月24日
- ・激甚災害枠：申込期間 令和元年11月1日～令和2年4月30日

セーフティネット資金に係る利子補給

※令和元年台風15号及び19号

※令和2年3月31日までに融資実行されたものに限る

③被災商店街の施設・設備の復旧に対する支援

風水害により直接被害を受けた商店街の施設・設備の復旧に必要な経費に対する支援を行います。

ア 商店街復旧支援事業

主な事業	令和元年度		令和２年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
商店街復旧支援事業	事業準備(募集)	事業実施 (交付決定・実績報告・額の確定・補助金交付)					商工労働部 経営支援課

(3) 復興機運の醸成

①復興する千葉の姿の発信

全県的な復興機運の醸成に向けたキャンペーンを実施するとともに、各種広報媒体を活用して復興する千葉の姿を発信していきます。

ア 全県的な復興機運の醸成に向けたキャンペーンの実施等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
「がんばろう！千葉」 キャンペーン  千葉県マスコットキャラクター 「チーバくん」	県、各種団体、企業等が主催するイベントでキャンペーンを展開 チーバくんのシンボルマークを統一的に使用、のぼり配付 テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNSなど、 各種広報媒体を活用し、元気な千葉をPR		復旧・復興の状況を踏まえ、内容等を 検討しながら実施				総合企画部 報道広報課 関係各課

②県産農林水産物需要の喚起

県産農林水産物の需要喚起を図るため、フェアや各種広報媒体を活用した情報発信を行います。

ア 産地の復興支援のための応援フェアの実施等

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県産農林水産物の応援フェアの実施	直売所フェアの実施 量販店等における千葉県フェアの実施 各種広報媒体を活用した情報発信		復旧・復興の状況を踏まえ、内容等を検討				農林水産部 流通販売課

③観光需要の喚起

観光需要の喚起を図るため、適切な情報発信やイベントなどの観光プロモーションを実施します。

ア 観光プロモーションの実施

主な事業	令和元年度		令和２年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
観光プロモーションの実施	観光施設の営業状況をWEBに掲載						商工労働部 観光企画課 観光誘致促進課
	観光PRイベント・観光商談会等				観光PRイベント ・観光商談会等		
		旅行・宿泊料金の割引支援					
		「がんばろう！千葉」キャンペーン事業※					
			オリンピック・パラリンピックを契機 とした観光PR・観光商談会等				
※「がんばろう！千葉」キャンペーン事業 SNSを活用した情報発信、交通広告を活用した観光プロモーション、観光PRイベント等							

④文化財の保護

県民の貴重な財産である文化財の価値を保つため、復旧を進めていきます。

ア 文化財の復旧

主な事業	令和元年度		令和２年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
文化財の復旧	国との調整	災害復旧工事実施					教育庁 文化財課

3 オール千葉で災害に強い千葉県づくり

- 広範囲で長期にわたる停電や通信遮断、断水を発生させた台風被害の特殊性を踏まえ、上下水道・工業用水道施設、医療機関、社会福祉施設の停電対策等を進めるとともに、電線類に係る倒木処理の手続き等を迅速に進めるため、関係機関（電力・通信事業者、道路管理者等）との連携を強化します。
- 県民の生命・財産を守るため、河川の整備等を推進します。
- 大雨や暴風による道路法面の崩落や倒木等が生じ、多くの道路で通行止めが生じたことから、災害に強い道路ネットワークの整備を推進します。
- 土砂災害や浸水からの迅速な避難に向けた取組を推進するとともに、自助・共助・公助の取組を進めることにより、地域防災力を強化します。

(1) 停電・断水対策等の充実

①各施設における停電・断水対策等の促進

停電や浸水による影響が大きいライフライン関係施設(上下水道・工業用水道施設)や河川管理施設、病院・診療所、社会福祉施設等における停電対策等を進めます。

ア ライフライン関係施設等における停電・断水対策等の促進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
各水道事業体における非常用発電設備の整備（燃料確保含む）及び浸水対策の強化	状況把握・課題の検証		・非常用発電設備及び燃料タンク等の整備の検討 ・電源車や燃料調達に係る協定の検討 ・防水扉や電気設備等の高台移設等の浸水対策の検討				総合企画部 水政課
	各水道事業体への指導・助言						
	国へ補助金の拡充の要望等						
県営水道・県工業用水道施設における停電対策の推進	非常用発電機整備等						企業局 計画課 浄水課 施設設備課
県営水道・県工業用水道施設における浸水対策の推進		浸水対策整備					企業局 浄水課 施設設備課

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
公共下水道施設の停電対策の促進	状況把握 施設状況の確認 停電時の対応の確認		ハード対策：自家発電施設の整備等 ソフト対策：非常用電源の確保、関係機関との連携等 実施に向けた取組				県土整備部 下水道課
	下水道実施市町村への啓発・支援・助言						
河川管理施設における停電対策の推進	業務継続計画の策定 対策の実施						県土整備部 河川整備課 河川環境課
病院・診療所、社会福祉施設における停電対策等の促進	国への要望（導入経費の補助率嵩上げ・対象施設の拡大等） 対象施設への働きかけ・各種支援						健康福祉部 健康福祉指導課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課

②電力事業者等と連携した倒木処理の迅速化

非常災害時における電力・通信機能を早期復旧する際の妨げとなる倒木等の障害物撤去を迅速に行うため、電力・通信事業者と道路管理者等との連携強化を進めます。

ア 電力等の早期復旧のための事業者との連携強化

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
電力の早期復旧のための事業者との連携強化		ライフライン対策連絡協議会の開催を通じた連携強化					防災危機管理部 危機管理課
電力等の早期復旧のための事業者との倒木処理の迅速化	協定締結に向けた取組 ①関係者間協議 ②先進事例の調査 ③内容合意		関係者周知				防災危機管理部 危機管理課
			協定・確認書締結	制度の運用			県土整備部 道路環境課

(2) 治水対策の充実

①災害に強い河川等の整備

浸水した地域における被害の実績を踏まえ、浸水に至ったメカニズムの検証を行い、必要な計画等の見直しを行うとともに、計画に基づいて河川整備を進めていきます。また、河川の治水機能を最大限発揮するため、河道内の竹木伐採・堆積土砂の撤去を行います。

ア 河川整備計画等の見直し

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
河川整備計画等の見直し	10月25日大雨の被害状況調査・解析						県土整備部 河川整備課
	新規事業化や現行事業の整備水準引上げを検討						

イ 河川整備の推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
河川整備の推進	河川整備の推進						県土整備部 河川整備課

ウ 洪水に備えた河道の維持（竹木伐採・堆積土砂の撤去）

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
洪水に備えた竹木伐採・堆積土砂の撤去	竹木伐採・堆積土砂の撤去						県土整備部 河川環境課

②治水ダムの効果的な運用

ダムの水位を予め下げる事前放流の強化に向けて、調整するとともに、緊急放流に際して的確な情報伝達や避難行動ができるよう運用体制を強化します。また、治水機能を最大限発揮するために、ダム湖内に堆積した土砂の撤去を進めます。

ア 円滑な事前放流・緊急放流実施のための運用体制強化

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
運用体制の強化	事前放流の効果検証						県土整備部 河川整備課
	関係者との調整						
		要領見直し					

イ 堆積土砂の撤去

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
堆積土砂の撤去	堆積土砂撤去の実施						県土整備部 河川整備課

(3) 道路ネットワークの整備

①災害に強い道路ネットワークの整備

災害時における道路の通行を確保し、応急対策活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備、道路法面对策を推進します。また、電柱倒壊などによる交通障害の防止のために、無電柱化を進めます。

ア 緊急輸送道路の整備推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
緊急輸送道路の整備推進	国や高速道路会社への協力や働きかけ 国県道の緊急輸送道路の整備推進						県土整備部 道路計画課 道路整備課 道路環境課

イ 道路法面对策の推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
道路法面对策の推進	道路法面对策の推進						県土整備部 道路環境課

ウ 無電柱化の推進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
無電柱化の促進	計画策定						県土整備部 道路環境課
	事業実施	無電柱化事業の推進 (緊急輸送道路の電柱新設制限、電線類地中化等推進)					

(4) 防災力の向上に向けた取組の推進

①洪水からの迅速な避難

市町村に浸水想定区域図を早期に公表し、タイムラインの作成を支援することで、確実な避難体制の構築を図るとともに、市町村が取り組む防災重点ため池の浸水想定区域図の策定を支援します。また、市町村の的確な避難情報発令に向け、水位計等の整備を進めます。

ア 浸水想定区域図の早期公表

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
浸水想定区域図の早期公表 県が管理する対象26河川	完了後、直ちに公表						県土整備部 河川環境課

イ ため池の浸水想定区域図の策定支援

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
ため池の浸水想定区域図の策定支援	県による浸水想定区域図の策定支援				市町村による公表作業		農林水産部 耕地課

ウ 水位計等の整備による確実な住民避難の促進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
水位計等の整備による確実な住民避難の促進	欠測箇所解消	水位計等の整備					県土整備部 河川環境課

②土砂災害からの迅速な避難

基礎調査結果を早期に公開することにより住民の方に危険箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域の指定を早期に行い、市町村による確実な住民避難体制の構築を進めます。

ア 土砂災害警戒区域の早期指定による住民避難体制の確実な構築

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
土砂災害警戒区域の早期指定による住民避難体制の確実な構築	基礎調査後の区域指定の促進						県土整備部 河川環境課

③自助・共助の取組推進

県民自らが備蓄等の防災対策を進めることができるよう、防災意識の醸成を図るとともに、災害と自然環境や社会環境との関わりを視点に据えた防災教育を推進します。また、社会福祉施設等における自助・共助の取組を進めます。

ア 県民の防災意識の醸成

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
県民の防災意識の醸成	広報媒体を活用した防災啓発 防災研修センターにおける実践的な教育・訓練の実施 西部防災センターにおける防災体験学習						防災危機管理部 防災政策課

イ 学校における防災教育の一層の充実

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
学校における防災教育の一層の充実	風水害を加えた「学校安全の手引」の作成 「学校安全の手引」の周知（各会議・研修会） 風水害時を含めた「実働マニュアル」の作成 防災教育実践研修会において、風水害をテーマにした内容を実施						教育庁 学校安全保健課

ウ 地域における福祉的防災機能の強化

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
発災時における社会福祉施設への支援体制の確立	あり方検討	関係機関との調整		マニュアル作成・周知・訓練			健康福祉部 健康福祉指導課 高齢者福祉課
DWA T支援体制の確立	準備会の開催・協議会の設置		マニュアル検討 (コアメンバー、地域別・事業所別)		協議会開催	マニュアル周知・訓練	
社会福祉施設の防災機能強化		先進事例の研究	課題の整理・制度設計				

エ 社会福祉施設等における水害・土砂災害対策の促進

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
社会福祉施設における水害・土砂災害対策の促進	避難確保計画の作成等について、社会福祉施設への指導監査を通じて点検・働きかけを実施						健康福祉部 健康福祉指導課 児童家庭課 子育て支援課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課
	「社会福祉施設防災対策の手引」の見直し						
病院・診療所等における水害・土砂災害対策の促進			立入検査の重点項目に避難確保計画作成や訓練の実施を追加	水害・土砂災害を含めた防災対策の充実強化を医療施設等への立入検査を通じて働きかけ			健康福祉部 医療整備課
	「避難確保計画作成の手引き」の周知						

④行政における防災対応力の向上

検証等を踏まえ、各種計画やマニュアル等を見直し、防災対策の強化を図ります。
また、発災時に応急対策を円滑に実施するため、職員の防災対応力を向上させていきます。

ア 必要な計画等の見直し

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
千葉県地域防災計画	検証等を踏まえ、具体的なスケジュールを検討						防災危機管理部 防災政策課 危機管理課
千葉県業務継続計画		災害時優先業務等の検証					
			危機管理週間による啓発		危機管理月間による啓発		
			現状・課題・対策の整理				

イ 防災訓練・研修の実施

主な事業	令和元年度		令和2年度				担当課
	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
防災訓練・研修の実施		総合防災訓練の実施					防災危機管理部 危機管理課
		市町村との共催によるテーマ型訓練の実施					
				※内容の充実を図りながら実施			